

規制改革ホットライン 新経済連盟提出意見（本年 2 月 1 日提出、現時点で警察から回答なし）

## 歩行者天国における催事開催許可の容易化

イベントの開催を容易化することにより都市の魅力向上等に資するとの観点から、当連盟が歩行者天国における催事開催許可の容易化を提案（管理番号 271215034）したところ、警察庁からは、「社会的な意義のあるイベント等については、道路使用許可手続が円滑に行われるよう配慮した弾力的な運用が図られている」旨の回答があった。

しかし、少なくとも都心の歩行者天国においては、そのような弾力的な運用は行われていない。その原因は、道路使用許可に係る警視庁通達で歩行者天国における催事の原則不許可が定められている（※）ことにある。

都心の歩行者天国に世界中から新規催事が参入できることにより、公共空間の魅力向上が可能となる。しかし、通達の規定により、優良コンテンツとなり得るような地域の伝統芸能（例：よさこい）等に関するイベントが開催できなくなっている。

当該通達の規定は、以下の点で根拠がないと考える。

### ①原則不許可とされている

歩行者天国は歩行者の安全確保のためのものであることがその理由とされているが、催事によっては歩行者の安全には影響がないものや、適切な対応がとられれば問題がないものもある。そうした催事を含め一律に原則不許可とする根拠がない。

### ②例外が慣習的な行事に限られる

慣習的な行事だけが社会的な価値が高いわけではない。また、慣習的であることと歩行者の安全が確保されていることは関連性がなく、仮に慣習的な行事は十分な安全確保策がとられているために例外を認めるのであれば、同様の措置により安全が確保されていれば問題ないはずである。

なお、ニューヨークでは催事専用の申込サイト等によりタイムズスクエアなどの歩行者天国等の使用許可申請を容易に行うことが可能であり、慣習的な行事に限って認めるといった運用はされていない。こうした先進的な事例も参考に新たな制度の構築が必要であるが、最低限の対応として弾力的な運用を妨げる通達の規定を削除すべきである。

※道路使用許可取扱要綱（平成 24 年 12 月 28 日）

### 第 11 歩行者天国における許可

「警察署長は、歩行者天国…については、歩行者の安全確保のために設けられているものであることから、原則として、慣習的な行事を除き、許可をしないものとする。」

以上